

第 1 1 号議案

蒲郡市水道事業給水条例の一部改正について

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

水道法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第30条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。